

放課後子どもプランにおける学童クラブについて

基本的な考え方

放課後子どもプランとは

地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各区市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、全ての小学校区で、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と、厚生労働省の放課後児童健全育成事業（学童クラブ）を一体あるいは連携して実施する、総合的な放課後対策事業。

※一体：両事業が同一建物内で実施、連携：両事業が離れた場所で実施

要綱の構成（都）

東京都放課後子どもプラン実施要綱（教育庁・福祉保健局 連名通知）

○放課後子どもプランの目的 ○都と区市町村の役割の明記 など

放課後子ども教室（教育庁で制定）

- 東京都放課後子ども教室推進事業等実施要綱
- 東京都放課後子ども教室推進事業費等補助要綱

学童クラブ（福祉保健局で制定）

- 学童クラブ事業実施要綱
- 学童クラブ事業運営費補助要綱

学童クラブと放課後子ども教室の比較

	放課後子ども教室（教育庁）	学童クラブ（福祉保健局）
目的	子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設けて心豊かで健やかに育まれる環境をつくる	保護者が届間家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る
根拠	放課後子ども教室推進事業等実施要綱	児童福祉法第6条の2第2項
制度開始	平成19年度（モデル事業16～18年度）	昭和38年度（法制化：平成10年度）
対象児童	すべての小学生 (乳幼児・中学生も参加可能)	保護者が労働等で届間家庭にない、おおむね10歳未満の児童（1～3年生）
開設日数	区市町村により異なる（週1日でも可）	最低250日（月曜日から金曜日） ※ほとんどの区市町村で土曜日も実施
開設時間	区市町村により異なる（16～17時が多い）	おおむね18時まで
設置場所	基本的に小学校（余裕教室・校庭・図書室など）	児童館（32%）や学校内（45%）
指導員	地域のボランティア (退職教員・地域住民・大学生など)	保育士・教員などの資格を持つ者を望ましい
利用料金	無料（損害保険料は別）	育成料とおやつ代（おおむね5000円程度）
おやつ	おやつはない	おやつあり（おやつがないクラブもあり）
参加方法	参加・不参加は自由。不参加の場合も、家庭へ連絡なし。	出欠席は「連絡帳」や保護者との連絡により、確認する。 無断欠席した場合は所在確認を行う。
設置場所	832ヶ所（21年度予定）	1549ヶ所（学校内696、児童館498など）H21.5.1



民立民営の学童保育の状況

- 東京都は国に先駆けて学童クラブの補助を行うなど、保護者が就労等で届間家庭にいない共働き家庭への支援を積極的に行ってきました。
- 平成19年度より放課後子どもプランが開始されるが、東京都としては学童クラブが今まで担ってきた機能を維持していくことに変わりはない。
- 現在、1,549箇所の学童クラブのうち、93%が公立（公立民営を含む）だが、民立民営の学童クラブも増えてきている。（平成20年度末96箇所、全学童クラブの7%）
- 学童クラブへのニーズが多様化し、現状では、終了時刻を17時30分～18時半前後とするクラブが8割以上だが、早朝対応や、開所時間の延長を行うクラブも表れている。（民立民営に多い）

○ 民立民営学童クラブの運営例

	定員	登録児童数	時間延長	
			(平日)	(長期休暇)
クラブA	60	65	22:00	22:00
クラブB	45	47	20:00	20:00

※ 時間延長をはじめ、一時預かり、早朝対応等のオプション的なサービスについては、別途利用者負担が発生する。

※ 学童クラブの運営費については、国・都の補助対象であるが、民立民営のクラブに対し、各区市町村が職員人件費、運営費、家賃等について、別途上乗せ補助をしているケースも多い。